

つばさ 10 年の支援のあゆみ

自立支援第二課（つばさ）

はじめに

「暴力、性暴力、窃盗。それら問題のある知的障がい者を中心に据えた支援ができるのだろうか？」正直、不安からのスタートであった。

平成 14 年、砂川厚生福祉センターの『社会的不適応者の処遇と受入検討委員会』で、中軽度の知的障がい者を主に支援していた 3 寮（いずみ寮、あたご寮、わかば寮）において、問題行動（盗癖、破壊、暴力、性的非行、無届外出、日課拒否、緘黙、トラブル）や被虐待に関する調査を実施した。その結果、対象の問題行動が発生した場合、支援が困難なため複数職員での対応が必要となる利用者が約 2 割存在することが判明した。その利用者たちを『社会関係障がい』を有する者たちとし、府立施設が支援を担う対象者として、その支援方法等について検討することになった。

平成 16 年 1 月、『再編整備計画基本計画（素案）』において、支援すべき対象者として『中軽度の知的障がい者で、暴力・窃盗・性的非行等の反社会性のある行動や出社拒否・家出等の非社会性のある行動が顕著で、民間で対応の難しい者』と定義した。

平成 16 年度以降は、『社会関係障がい支援検討委員会』で支援について検討し、学識経験者等を含む外部委員からの助言を受けた。また、同様の対象者を支援している栃木県の東京都管施設『かりいほ』へ 3 年連続で視察研修に行く等開所の準備に努めた。

平成 18 年度から 20 年度にかけて、社会福祉法人南高愛隣会理事長（当時）の田島良昭氏を研究代表として、厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」が実施され、奇しくもつばさのスタートと期を同じくすることとなった。

平成 21 年、つばさ開所。無届外出や暴力、時に性暴力への対応。開所当初の 3 年間は、毎日大小さまざまなトラブルの連続であった。毎日が利用者の課題に対して真剣勝負である。支援方法に完全な正解はない。支援者の支援に対する追及心が結果を左右することもある。職員も自分自身との戦いの日々でもあった。

経験を有する職員が中核となり、豊富な経験をもとに対策を講じた。同時に、若手職員が中心となり、4 つの特別支援プログラム、性学習プログラム・窃盗回避プログラム・ソーシャルスキルズトレーニング（以下 SST）・アンガーコントロールトレーニング（以下 ACT）を作り上げていった。

社会関係障がい者を有する者の支援は確かに難しい。地域で敬遠されることもある。被害者が出たり、法に触れる行動をすると深刻な問題となりうる。支援者自身も「もし自分の家族が被害に遭えば」と考え、拒否的になることがある。しかし、社会関係障がい者を有する者も「人として幸せになりたい」という思いは同じである。彼らの背景を知り、彼らと接するうちに、「どうか幸せになってほしい」という思いが支援者にも生まれる。同じ人として、お互いを知ることが支援の始まりかもしれない。支援者が利用者に対し興味を持って理解し、傾聴と日々の言葉かけを積み重ねる。そのことが支援者の理解を育むと同時に、利用者も職員個々を理解していく機会となる。お互いの信頼関係の下、プログラムや支援の成果につながっていく。

つばさの利用目的の一つは、退所後の安定した地域生活である。社会の中に居場所を創生し、社会からも認知されることは自信につながる。逆に、今までは自身の課題となる行動が犯罪につながったり、生きづらさにつながったりしていた。社会からも疎外され、自己評価も下がり、どうしてよいか分からなかった者も多くいたであろう。福祉分野の人とのつながりは確実に再生の糸口となっている。また、利用者へのエールは、支援者自身へのエールでもある。ともに苦勞し、ともに楽しみ、ともに悲しみ、ともに喜ぶ。そこに満足感を見出せることが、この仕事の醍醐味である。

40 年ほど前、アメリカの詩人エドナ・マシミラが『天国の特別な子供』という詩を書いている。ダウン症のわが子との生活から生まれた詩で、とても温かく、勇気の出る内容である。私たちが支援する社会関係障がい者を有する方は、知的障がいでも中軽度であり、ダウン症である詩の主人公たちとは違うかもしれない。しかし、一人ひとりが特別な存在であり、特別な支援が必要であることに変わりはない。私たちがその特別な役割を果たすことで、課題となる行動から離脱し、長所を生かしながら、社会で必要な存在として認められるであろう。我々支援者は、その使命とともに自身が成長できるチャンスをも得ている。

1. つばさの施設の紹介

(1) 沿革

つばさは、平成 16 年 3 月の『大阪府立砂川厚生福祉センター再編整備計画』で、「暴力・窃盗・性的非行等の社会的問題をもつ知的障がい者（報告書の中で『社会関係障がい』という）を対象にした施設に再編し、単に施設入所サービスを提供するだけでなく、地域生活への移行を視野に入れ、地域や民間施設に対しても効果的な支援が提供できる機能も同時に整備する」ことを受け、平成 17 年度から開所に向けて検討を重ねてきた。そして既存の授産施設いずみ寮を改修し、定員 30 名（男性 24 名、女性 6 名）の自立訓練（生活訓練）・就労移行支援と施設入所支援からなる多機能型の障がい者支援施設として、平成 21 年 4 月に開所した。

つばさは、地域社会で支援が困難な「社会関係障がい支援」を必要とする知的障がい者に対して、反社会ないし非社会的な行動を改善、軽減することにより、地域での社会的自立と定着に向けた効果的な社会的・心理的両面にわたる総合的支援を行なうことを目的としている。また、特化型施設として社会関係障がい者を有する者の効果的な支援方法を開発し、地域の支援者にそのノウハウを広める機能も有している。

つばさの支援は、規則正しく生活リズムを整えることをはじめ、作業支援、就労支援、買物・余暇支援等生活全般にわたる。また、課題となる行動に応じ、認知行動療法を理論的背景とした SST・ACT・性学習プログラム・窃盗回避プログラムという 4 つの特別支援プログラムを通して適切な気持ちの伝え方や人間関係の作り方のトレーニングを行い、安定した地域生活を目指した支援を行っている。

¹社会関係障がいとは、大阪府で独自に用いている用語であり「中軽度の知的障がい者で、概ね青年期の年齢にあり、家庭や地域において生活及び社会的な習慣やルール、対人関係などの習得が困難なために生じる、反社会性や非社会性のある行動が顕著で地域での対応困難な状態」と定義している。なお、反社会性とは、窃盗や暴力、性加害などの犯罪行為や、社会規範に明らかに反した行為を意味し、非社会性とは、ひきこもりや集団不適応、日課拒否など社会適応が困難なことを意味する。

(2) 支援の流れ

つばさでは概ね2年間で3期に区切り、短期的な目的や目標を設定し、モチベーションを保ち、成功体験を積みやすいことを意識した支援体制をとっている。そのことは、利用者にステップアップをイメージしてもらえするというメリットもある。Aグループ(入所初期)、Bグループ(中期)、Cグループ・就労グループ(終期)にグループが分かれ、各グループでの目標が存在する。まず入所後から6ヶ月は、利用者にとっては生活に慣れ、適切な生活習慣を身につけ、人間関係に慣れる期間としている。また支援者にとっては、利用者を理解することを主な目的として、取り組むこととした(初期支援)。その後、6ヶ月から約1年6ヶ月の1年間は各々の課題となる行動に対する具体的な支援期間とし、自分自身の課題の理解及び改善・軽減のための特別支援プログラムへの取り組み、作業スキルの向上、余暇支援を含めた日常の過ごし方のスキルの向上等を目指す期間とした。支援者はそのための具体的な支援のあり方を検討し、実施する(中期支援)。そして、最終の6ヶ月は、地域生活移行に向けて、社会資源(地域生活移行先のグループホーム(以下GH)や日中活動先)の情報収集や利用者とのマッチング、支援ネットワークの構築、支援方法についての引継ぎ等の期間とし、利用者は実際にGHや日中活動場所の見学や体験利用を行い、具体的なイメージを作り上げながら地域への生活へ移行していく(後期支援)。

各関係機関とは入所前から連携しており、入所中は3ヶ月ごとのモニタリング会議で利用者の希望や状況、課題となる行動について話し合いを重ねている。地域生活移行に向けた支援においては協力して退所後の支援ネットワークを形成し、生活や仕事に定着できるよう調整やフォローアップを行っている。

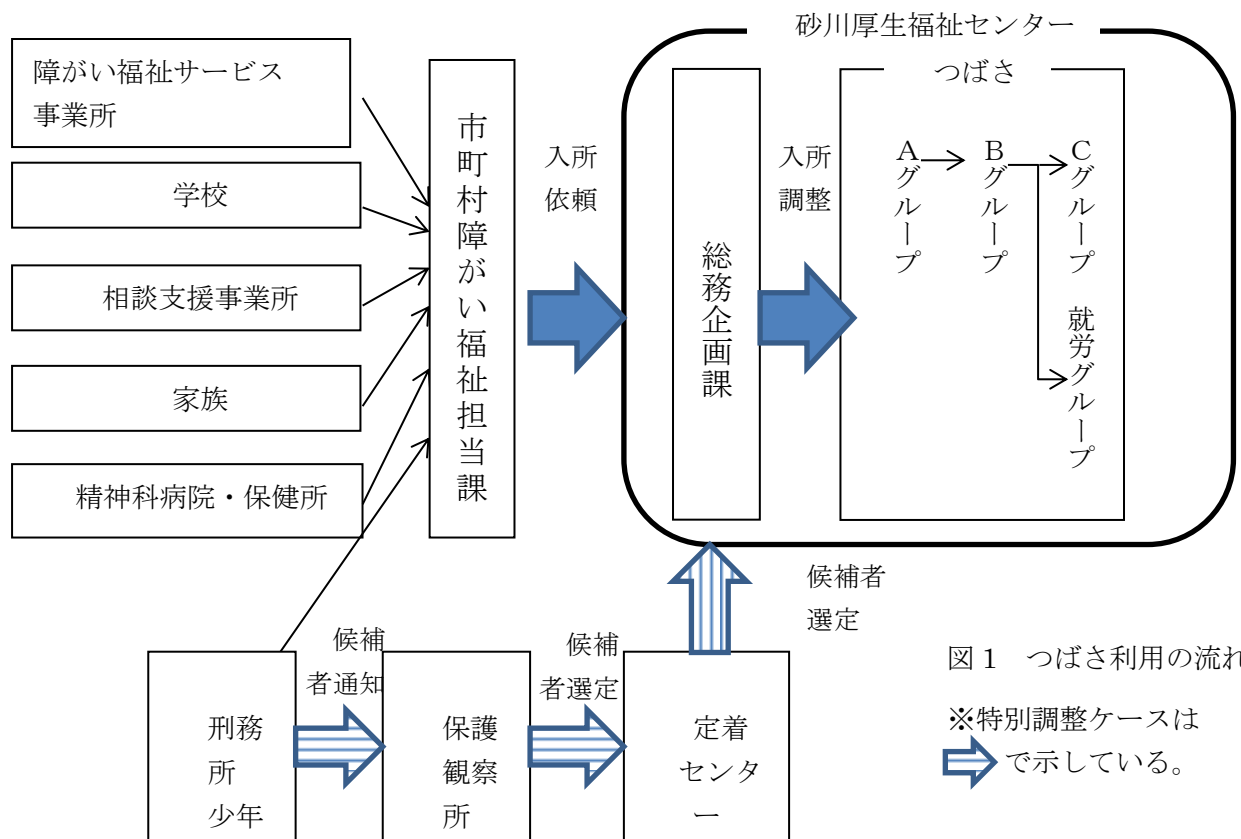


図1 つばさ利用の流れ

※特別調整ケースは
⇒で示している。

(3) つばさでの生活について

以下に示した表が平日のつばさでの生活スケジュールである(図2)。全体の流れとして、仕事(作業)を中心とし、地域での生活を見据えた時間配分としている。また、週間・月間スケジュールとしては、木曜日の午後には特別支援プログラム、金曜日の午後には買い物支援を実施している。月に1回程度はスポーツ活動等も設定している。

食事の際や夜間帯であっても常勤の職員が交代で当直勤務をしている。そのため、特別支援プログラムで学んだことを生活の場面で実践したり、自らの課題となる行動の振り返りをしたり、手厚い見守りの中で切れ目のない支援を行っている。

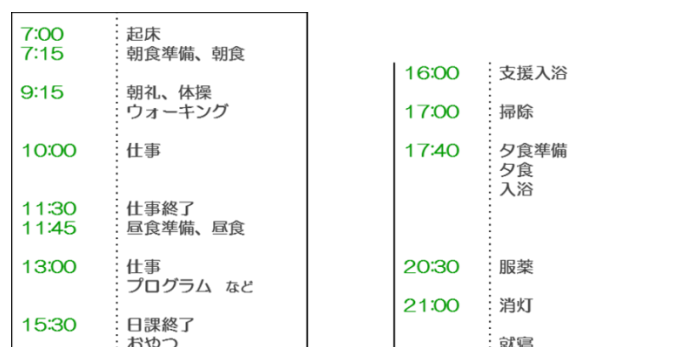


図2 日中のスケジュール

(4) 統計資料よりわかるつばさの概要

つばさは、平成21年に開所し、平成30年10月1日現在までに120名の利用者を受け入れてきた。また、この間の退所者は93名に上る。

つばさ開所以降、入所した利用者の総数は、男性が102名(85%)、女性が18名(15%)となっている(平成30年10月1日現在)。つばさの入所定員が男性24名(80%)、女性6名(20%)であることを考えると、やや男性の利用率が高い傾向が見られた。

入所時年齢は、20～29歳が最も多いが、図3の通り幅広い年齢層の利用者を受け入れている。次に、つばさ利用者のIQ分布(図4)、療育手帳の程度(図5)及び障がい支援区分(図6)を示す。

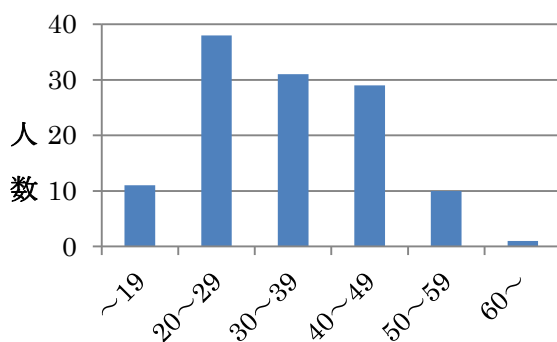


図3 入所時年齢

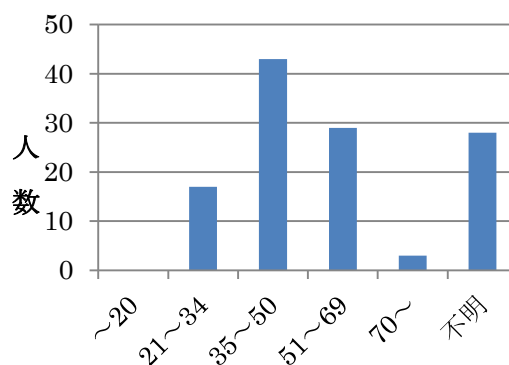


図4 IQの分布

IQの分布を見ると、図4の通り、ICD-10における知的障がいが中度及び軽度に該当する者が多い。IQ21～34の重度とされる利用者は17名である。療育手帳の程度ではB1が最も多く、B2を合わせると、これまでつばさで受け入れてきた利用者の約77.5%を占める。Aの利用者も約22.5%となっており、決して少ない数字ではない。療育手帳に関しては、知的能力のみでの判定ではないため、療育手帳の程度がAの者の中にも中軽度者が存在することは考慮したい。

元々つばさの入所対象者は、中軽度の知的障がい者であるのにも関わらず、なぜこのような結果になるのか。それは、矯正施設出所後の身寄りのない利用者や、支援困難であり、移行先のないケースとして入所依頼があるのがその理由の一つである。

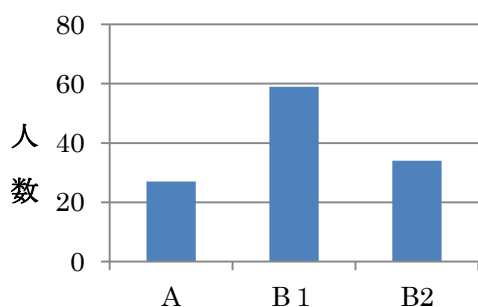


図5 療育手帳の程度

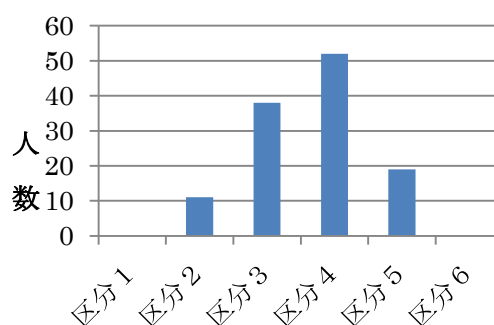


図6 障害支援区分

よって、つばさの利用者は障がい程度の幅が広く、日々の生活や日中活動における支援において各々の特性に合わせた支援をしている。また、本来特別支援プログラムは中軽度者向けであるが、工夫を凝らしながら重度の方にも対応している。

一方、障がい支援区分を見ると、区分4と区分5で全体の約59%を占めている。IQや療育手帳の程度と支援区分においては、一定の相関関係が見られるはずである。しかしつばさにおいてはIQ21～34の利用者が17名（全体の約14%）、療育手帳がAの利用者が27名（全体の約23%）を占めるのに対して、区分4と区分5の利用者が71名（全体の約59%）に上る。

区分認定において、社会関係障がいについては特記事項に反映されるのみである。生活能力面のみで判定すれば生活能力のある者も多く、低く判定される。しかし、地域生活移行時に区分が低いと福祉サービスの報酬が低くなり、見守り等の必要な支援が受けられなくなることもある。市町村に支援の必要性を訴え、その結果、触法行為、反社会的・非社会的行為といった課題となる行動のある者は、知的障がい軽度であっても、日常生活を送る困難さから、支援区分が高くなったのである。

(5) つばさ利用者の課題となる行動

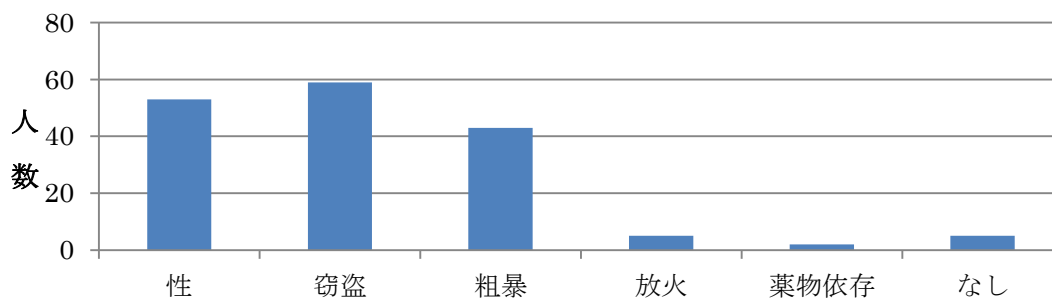


図7 利用者の課題となる行動(重複あり)

図7は、課題となる行動別の利用者の延べ人数を示している。利用者の課題となる行動は、性、窃盗、粗暴、放火、薬物依存の5カテゴリーに分類している。「なし」には、つばさ開所前までの利用者が含まれている。つばさ開所当初は粗暴の事例が多かったが、現在では性課題と窃盗の利用者が多くの割合を占めている（図11）。

以上、つばさの利用者の概要について統計資料を主に用いて述べた。さまざまな利用者に対して具体的にどのような支援を展開しているかについては、特別支援プログラムの内容や地域生活移行事例について取り上げた次頁以降を参照されたい。

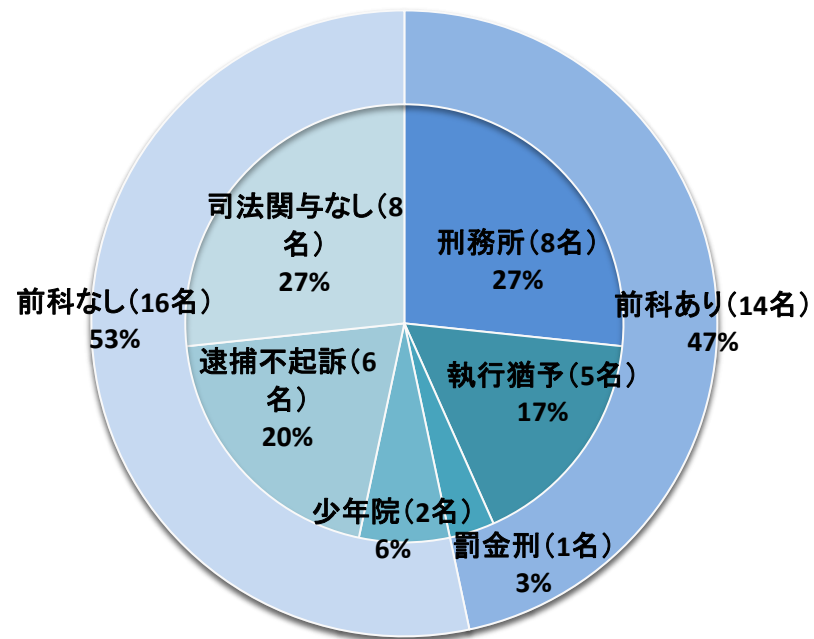


図8 つばさ入所者の司法関与状況（30名）
（H30, 5.1）

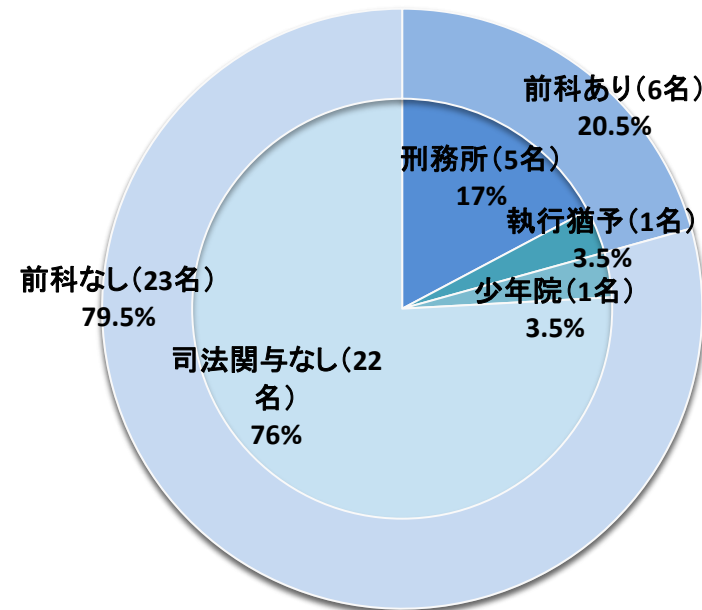


図9 つばさ入所者の司法関与状況（29名）
（H25, 5.1）

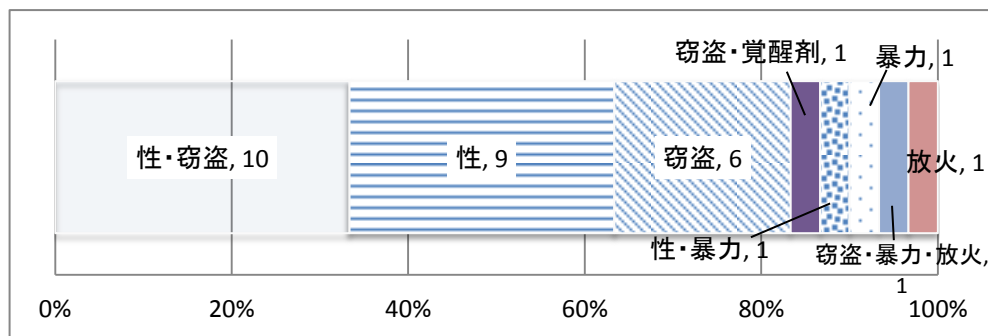


図10 入所者（30名）の課題（H30, 5.1 現在）

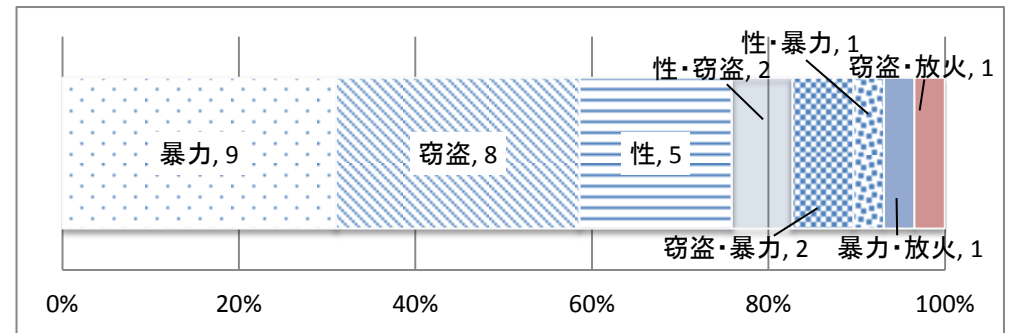


図11 入所者（29名）の課題（H25, 5.1）

2. 入所前及びAグループの支援

(1) 入所前（つばさ入所対象者かどうかの検討）

つばさの入所に当たっては下記手順により、適正かどうかを検討する。

① 見学

入所の手順としては、市町村から砂川厚生福祉センター総務企画課に入所依頼があり本人の見学後、入所意志を確認した上で受付及び調整を行う（図1）。つばさとしてはこの時、関係機関から最大限の情報収集をするとともに家族や本人から要望を聞き取る。見学時は、本人にとって初めての場所であり、これからの生活に大きな不安を抱えていることも多い。そのため、本人が疑問や心配ごとを遠慮せず表現できるよう配慮し、コミュニケーションに困難を抱えている場合は、家族や関係者の反応や意見も参考にしている。また、表現した言葉のみならず、本人や家族の表情、しぐさも貴重な情報となる。

② アセスメントのための情報収集

情報収集する方法は、大きく2つある。1つ目は、上記見学時の観察情報である。2つ目は、自治体や障がい者自立相談支援センターが把握している生活歴をはじめとする療育・医療・課題となる行動等の情報、児童相談機関が把握している児童期の支援情報である。これらを本人同意の下、主観的、客観的に精査して情報収集する。そして、この情報を元に本人の全体像を捉え、つばさの入所対象者かどうかを判断する。ただし、特別調整に関わるような矯正施設に繰り返し入所している者の情報は断片的であることも多く、どのように生活してきたかを把握するのは困難なこともある。情報の少ない対象者については、地域生活定着支援センターと連携して矯正施設の入口支援や出口支援での聞き取りを行い、支援の見立てを作成する。

③ 体験利用（短期入所）

体験利用とは、入所希望者がつばさの生活を体験することである。体験利用の主な目的は2つある。1つは、入所希望者がつばさでの施設生活を実際に体験することそれ自体である。入所希望者は、障がい特性や長期間の精神科病院での入院生活等のため、環境の変化が苦手な方、引きこもり生活が長く経験不足の方、あるいは支援学校を卒業したばかりの方、仕事をすることがない方、また、共同生活が初めての方と様々である。実際につばさでの生活を体験することで、設備の使い勝手や音、におい、室温等の環境を自ら確認でき、また、他の利用者から直接話を聞いたりすることで、生活の様子を知ることができる。特に、入所希望者の多くは「他の利用者と上手くやれるかどうか」ということを気にしており、その雰囲気を確認することもできる。体験利用によってつばさの生活をより具体的にイメージした上で、本人が主体的に入所を判断できるようにつなげていく。

もうひとつは、つばさが、事前に得られた情報と体験利用での実際の様子とを照らし合わせながら、つばさの支援で利用目的が達成できるかを見定め、最終的に入所が可能かどうかを判断することである。通常は、1回目の体験利用（2泊3日程度）で1日の生活の流れを体験してもらい、2回目の体験利用で1週間の生活サイクルを体験してもらうことにしている。ただし、この2回では判断し難い課題となる行動が見受けられる場合は、体験利用を追加する場合もある。体験利用のタイミングや回数、体験内容には慎重な個別の配慮

が必要である。なお、体験利用で全ての見通しが立つわけではない。入所後に課題が判明することも稀にあり、急な対応に迫られることもある。安全な支援の観点からも体験利用の意義は大きい。

④ 入所判定

入所希望者の入所意志を確認し、上記①～③の過程を経て、砂川センター内の入所判定会議にて最終判断する。

(2) A グループの支援（入所後の取り組み）

① 行動観察と支援の方向性の確立

一人の利用者に必ず担当職員がつき、担当職員を中心に全職員が細やかに行動観察をし、必要に応じて医療・発達面のアセスメントを実施しながら、地域生活移行に向けた支援の方向性の確認と修正を繰り返す。注意すべきは、知的障がいゆえに言語コミュニケーションが困難な本人の想いを察知することである。そのためには、それを探る意図的な働きかけをしながら、その背景も知る必要がある。そうして、長期・短期両面の支援計画を組み立て、支援の方向性と具体的な支援内容を関係支援者間で共有するのである。

② 重要視される支援内容

つばさ入所初期の支援のポイントは、『自己肯定感・安心・自信の獲得』である。利用者の多くは、「自分は必要とされていない」、「自信がない」、「寂しい」等という自己肯定感・自尊感情の低さとともに生きてきたことが、反社会・非社会行動の根本にある。よって、以下の点に着目し、行動観察→評価→フィードバックを行なう。

- 1) 職員及び他の利用者と関係を深めることで孤独感や社会的不安を取り除く。
- 2) 自分に見合った役割を得て、能力を発揮し、責任を達成することで、焦燥感や劣等感、無力感等を感じさせないようにする。
- 3) 自分も役に立てるという感情を持つことで、自己を肯定的に評価できるようになってもらい、同時に周囲に認められたいという気持ちも満たす。

具体的な手法は、以下のとおりである。

ア) 24 時間、生活と日中活動全般を同じ職員集団が寄り添うことで、本人の状態変化を丁寧に受け止める。個々の利用者にとっての環境・対応変化による刺激をできるだけ少なくし、一貫した見守りや評価をすることで、安心できる時間と人間関係を提供する。その中で時間をかけて職員や他の利用者との信頼関係を作る。

イ) まずは「きちんと」することよりも「できるところまで」「失敗しても大丈夫」を基本に、他人との比較ではない『自分は自分でよい』という自己肯定感や、『自分にもできる』という成功体験を積み、自信につなげる。

ウ) それらと並行して、できることを増やし、周囲に認められることで更に自信を得るように支援する。

生活面では、余暇支援の一環も兼ねて支援者同行で近隣の商業施設へ買物外出を実施する。事前に検討した商品のみを購入できるか、検討した物以外を自己判断で購入していないか、支援者から離れず行動できるか等の様子観察を行ない、ルールを守れていない場合はどのようにすれば良かったかを利用者にしていくことが必要になる。これは買い物支援時に要求のコントロールのトレーニングも兼ねているからである。要求のコントロールは、衝動性のコントロールとも言える。課題となる行動を生み出してしまう機序に大きく関わっているため、かなり重要な支援である。自分の欲しい物を決められた範囲で購入する。先の見通しを提示されること等によって、一時の衝動で行動しなくても自分の欲求がかなえられる経験を積むことによって、衝動性のコントロールを学んでいく。段階的に設定された各々のわかりやすい目標が順次達成されたかどうかを継続的に評価するという方式が有効である。

(例) 買い物を支援する場合

窃盗や性犯罪、ギャンブルへの陶酔、あるいは要求が通らないときに粗暴行為を繰り返してきた人は欲求のコントロールが苦手である。金銭の使用はそのことと直結もしており、次のようなステップで段階的に枠を広げる。

➡生活に最低限必要な物を担当者と事前に話し合い、購入物を決めて購入

(不必要な物への欲求に気づく練習)

➡見守りの元、生活に最低限必要な物を自分で優先順位を考えて購入

(必要な物を自分で考える練習)

➡見守りの元、買い物の長期計画を立て金を貯める、自分の課題を考慮して嗜好品等を購入

(課題を意識しながら先を見通す練習)

➡購入品の自己決定と金銭の自己管理

(自己コントロールの実践)

エ) 目標設定は利用者個人にとってわかりやすいものにすることが重要である。同時に集団全体にとってもわかりやすいことも大切である。共同生活では互いに及ぼす影響が良くも悪くも強い。共に 24 時間を生活する者にとっては、他者との些細な違いですら不公平感の種となることがある。不公平感があると個々に設定された目標自体が不満となり、それらが集団にも蔓延し、支援者との信頼関係が崩れ、そのことで必要な支援ができなくなる場合がある。ゆえに、集団全体で行われている支援と個人に行う支援とに齟齬が生じないことが必要となる。

(3) 入所目的と A グループの意義

つばさの入所目的は、課題となる行動の改善・軽減である。そのために入所当初から自分が起こした問題を振り返り、特別支援プログラムを受ける意義を確認することがよいと思われるかもしれない。しかし、すでに記したように、入所間もない利用者は、自分は「必要とされていない」、「自信がない」、「寂しい」等という自己肯定感・自尊感情の低さを有する。従って、A グループの第一義的な役割は、問題行動自体の振り返りや軽減よりも、身

近で支援に関わる支援者や他者との信頼関係づくりであり、自己肯定感や自尊感情を高めることである。それが形成されてこそ、利用者はつばさが提供する支援を前向きに受け入れ、課題となる行動の改善・軽減という目的に向き合うことができる。

4. B グループの支援

生活訓練 B グループ（以下 B グループ）は、中期の生活グループとして課題となる行動が再発するリスクを含めたアセスメントと地域生活に向けた目標の設定を行ない、支援していくことが役割として求められている。

(1) 支援内容について

A グループにて半年程度の初期観察を経た後 B グループへ移行する。B グループでの支援は約 1 年程度を想定し、生活面・作業面それぞれの場面を通じて支援に取り組んでいく。生活面では、本人の目標設定、課題となる行動に向き合うこと、課題となる行動の改善・軽減に向けた支援の枠組み、地域生活を想定したアセスメント、余暇の過ごし方等について取り組む。作業面では、地域生活移行をする際の本人の特性と意欲を見立てながら、就労グループへ移行して経験を積み就労を目指すことが妥当か、もしくは生活訓練 C グループ（以下 C グループ）へ移行し、就労を伴わない地域生活移行を目指すことが妥当かを見極めることが必要となる。それぞれの支援に必要なのは、利用者が地域生活移行する際に必要な力を身につけられるように導くことでもある。他に取り組むべき支援としては、必要に応じて、利用者本人の権利を守るために必要な成年後見制度の手続き等も含まれる。

生活面・作業面での支援内容について、以下に記載する。

①目標設定について

つばさでの生活訓練を受ける期間はおおよそ 2 年の有期限である。安心・安全な地域生活をするために必要な目標（課題となる行動を再び起こさない目標も含む）を立て、目標に沿った生活支援に取り組み、モニタリング会議において支援者間で目標達成の確認、課題となる行動の整理、特別支援プログラムの取り組み状況等を確認する。利用者本人に対しては、目標達成に向けて必要なアドバイス、課題となる行動への向き合う姿勢、新たな目標設定等を行なう。

②課題となる行動への向き合い

利用者が課題となる行動を行なわず、安心・安全に地域生活を送るためには、入所前に行なった性暴力・粗暴行為・窃盗等の課題となる行動に向き合う必要がある。そのため、特別支援プログラム（SST・ACT・窃盗回避プログラム・性学習プログラム）を受講する。利用者の特性に応じて個別

1 週間に○が 20 個たまれば、好きなところに外出に行きましょう。

日付	月	火	水	木	金
ルール					
①人のものをさわらない	×	×	○	×	
②物をあげたりもらったりしない	○	○	○	○	
③正直に話す	×	○	○	○	
④仕事に行く	○	○	○	○	
職員サイン	* **	* **	* **	* **	
○の数	2	3	4	3	

図 12 スターチャート例

プログラム等を受講し、職員間で実施状況を共有し、普段の生活支援の中で課題となる行動の改善・軽減を図るために必要な支援を行い、モニタリング会議で支援関係者へ支援の状況を報告する。

集団で行う全体プログラムや個人で行う個別プログラムだけで課題となる行動について向き合うことが難しく、普段の生活の中で課題となる行動が見受けられれば、その都度どのような行動をすれば良かったか、次回はどうすべきか等の振り返りができるように支援し、意識付けをしていくことが必要となる。

③ 課題となる行動の軽減に向けたルール設定について

課題となる行動の軽減をするために、利用者本人と課題となる行動につながりやすくなる状況を確認し、地域生活移行をするためには、支援の枠組みが必要であることを予め伝えておくことが必要になる。まず再発を防止するためにどのような支援が必要か気づきの期間を経て、支援者と一緒だからこそ踏みとどまれている（並びに、安心安全が担保されているということへの気づき）経験を経て、本人にとって厳しすぎずかといって課題となる行動がでない支援の枠組みを考えていく。

課題となる行動の軽減に向けた支援の枠組みの方法は、特別支援プログラムにおいて各プログラムがルールを設定しているため、各利用者の課題となる行動に合わせてルールを選択し、生活の中で行なうスターチャート（ポイント表）（図 12）に組み込み、支援者と利用者が軽減に向けた枠組みについて確認を行ったり、振り返りが行なえるように支援していく。また、その枠組みは一度設定したら固定されるというものではなく、必要に応じて修正し、再設定を行なっていくことが重要である。なお、地域生活移行してからもその枠組みを継続していくことについて、B グループに所属している時から利用者へ伝え、理解を促していくことが必要になる。

④ 地域生活を想定したアセスメントについて

作業面では、つばさ内作業にて作業能力や態度を観察し、概ね良好な利用者に対して、支援者同行の元での企業内授産（ほうれん草の仕分け）、エルチャレンジ訓練（清掃・除草作業）等を通じて就労スキルアップに向けた支援を行い、就労が可能か見極める。

就労移行支援への移行が可能と見立てれば、課題となる行動への対策を検討した上で近隣の協力事業所（自動車部品梱包・調理）にて単独実習を行ない、就労移行支援への契約の調整を行なう。就労移行支援への移行が難しいと見立てれば、就労を伴わない地域生活移行を目指す C グループへの移行を調整する。

また、施設入所中でも自治体によっては、移動支援（ガイドヘルプ）²が利用可能な市町村もある。地域生活移行後を想定したガイドヘルパー利用による買い物外出を実施しつばさ職員ではなくとも要求をコントロールしてできるかアセスメントをとることが出来る。

また、日中活動先の支援者や利用者は異性が多くいる場合がある。つばさでは性の課題がある利用者がいるため、同性利用者集団での支援を行い、同性支援者が支援をすること

² 施設入所中の移動支援（ガイドヘルプ）は地域生活支援事業であるため、つばさ利用者の援護の実施機関（市町村）によって支給の可否が決まる。一方で、利用可能とする自治体は年々増加傾向にある。

が原則である。しかし、地域生活移行が近づいた利用者は、利用者の課題や特性に応じて異性の利用者や支援者がいる場で作業を行い、適切な関わり方ができるかアセスメントをとる必要がある。そこで作業場面で男女混合グループを作り様子観察も行なっている。

(2) B グループから C グループ・就労グループへの移行

B グループから C グループ・就労グループへの目途は概ね 1 年程度を見込んでいるが、各利用者の課題となる行動の軽減と、安心・安全に地域で生活するためのルール作りとその受け入れ、余暇の過ごし方、一般就労を伴う地域生活移行か福祉的就労を伴う地域生活移行なのかの見極め、成年後見制度の手続き等地域生活移行前までに整理しておく事項の大半は生活訓練 B グループに集中している。

特に安心・安全に地域で生活するためには、利用者本人が課題となる行動を意識し、その行動を回避するためのルールを利用者が受け入れることができていることが、B グループから C・就労グループへの条件となる。しかし、利用者本人の課題となる行動への認知が不十分であったり、地域生活をするための支援者の見守り体制を拒否している場合は、安心・安全な地域での生活をするための支援が必要であることを理解してもらう必要がある。そのため利用者によって B グループの所属期間が 1 年を越えることもある。

5. C・就労グループ及び地域生活移行後の支援

(1) 地域生活移行支援前までに行なうべき支援

C・就労グループでは、GH に空きがあれば、速やかに見学・体験利用し、地域生活移行につなげられるよう、下記の点を重視し、支援している。

① 時間どおり、日課に継続して参加できているか

GH では、日中時間帯（9:00～16:00 が多い）、基本的に世話人が不在となる。利用者が地域で生活をする上で、朝、日中活動先からの送迎車が来るまでに準備し、時間通り日中活動先へ通所することが求められる。つばさ入所時、時間を守れない利用者も多い。時間を守って生活できないことが離職や対人関係を崩す原因に繋がり、課題となる行動の一因となる。時間を守れることは地域生活移行後のためにも必要である。

また、就労している場合、遅刻や無断欠勤等は離職の可能性が高まるため、注意が必要である。そのため、つばさに入所中に体調不良等特別な理由がある場合を除いて、時間どおり日課に継続的に参加できるよう当初より支援している。

② 利用者が課題となる行動を起こさないように導く支援

窃盗や性暴力等、被害者と 1 対 1 の時や誰も見ていない状況に課題となる行動を起こしやすい場合は、自分自身でその兆候に気づける。次に、そのような環境を避ける。最後に、自分の行動について支援者に相談し、確認する。このような課題となる行動に至らない技術が身につくように具体的な支援が求められる。

③ 支援者側が利用者の障がい特性や課題となる行動の見立てを持つ

地域の支援者が地域生活移行の際につばさに求めているのは、本人に対する具体的な支援方法である。よって、支援者は利用者の障がい特性や本人の課題となる行動を起こすサイクルを把握し、地域の支援者に適切に伝えられるようにしておく必要がある。

④ 地域生活移行後の生活を想定した支援の組み立て

つばさ退所後は、つばさ入所前と同様の生活やそれ以上に自由な生活を期待している利用者がいる。しかし、同様の生活では課題となる行動につながりやすい場合がある。よって、支援者としては利用者の課題となる行動につながりにくい環境作りや支援の組み立て、本人に課題となる行動について理解を促している。また、異性の支援者等、支援者との力関係によって、過度の要求をしたりと欲求のコントロールが難しい者に対しては、外出の頻度や持ち物、お小遣い等の細かい部分まで、あらかじめ回数や量等を明確に決めておく方が良い場合もある。生活のルールについては、利用者と話し合い、理解を促し、共有しておくことが重要である。利用者が期待していたことを後からできないと知ると、不満を抱えた状態での地域生活移行になってしまう。そのため、遅くとも GH 体験開始前までに提示し、再び課題となる行動を起こさず安心した生活を送るために理解を促している。

また、地域生活移行後の生活ルールについては、本人も支援者も安心・安全な生活のために十分な理解が欠かせない。説明不足から利用者が支援者に対して不満を募らせないよう、地域生活移行前の支援者会議で、支援者と本人がルールを確認し、何のためのルールであるかの共通認識をもっておくようにしている。

就労を予定している利用者に対しては、障害者就業・生活支援センターへ登録し、ハローワークでの職探しなども行っている。本人の課題となる行動が出にくい就職先、本人の特性に合った就職先であることをポイントに置いて探している。また就職にあたっては、履歴書の記入から模擬面接まで総合的に支援を行っている。

⑤ 地域生活に合わせた支援とそのアセスメント

つばさでの日中活動や生活は地域生活と異なり、集団生活のルールの中で、課題となる行動につながらないよう支援者の見守りや、付き添いの上で支援されている。その結果、実際の地域生活の環境と異なる点も多い。よって、利用者個々の課題につながる要因を把握し、可能な限り地域生活に沿った生活でのアセスメントの実施をしていく必要がある。異性との関わりの程度や移動支援の利用など、地域移行後の生活と同じような環境を設定している。

(2) 地域生活移行支援で行なう必要な支援

利用者が地域生活移行する際、単に生活の場や日中活動の場を確保するだけでなく、再び利用者が課題となる行動につながらないよう移行先の支援機関と連携し、支援体制を築くことが必要となる。つばさでの支援を地域生活の実態に合わせて応用していくとともに、支援の主体をつばさから地域の支援者へ徐々に移行していくよう下記の点について配慮している。

① 地域生活移行先の支援環境、支援体制の確認

GH の空き情報があれば、まず、利用者の課題となる行動につながらない支援体制や支援環境であるかを確認する。

窃盗課題がある場合は、居室は各個室が防犯のため施錠可能になっているか。性課題がある場合は同性利用者、同性支援者の対応になっているか。また、他者と二人きりの状況になると課題となる行動につながりやすい利用者に対しては、そのような状況が避けられるか。夜間の支援体制はどうか。週末の日中時間帯や急病になった時はどのような支援体制か。単独での移動が課題となる行動に繋がる場合は、日中活動場所は GH の玄関まで送迎してもらえるか。週末の余暇活動は移動支援で外出支援してもらえるか。てんかんなどの既往のある利用者だと支援者が、365 日 24 時間対応できるかどうか。GH は利用者の出入りが基本的に自由な場合も、支援者は利用者の特性を考慮し、利用者が 1 名で外出したいといった希望があった時に利用者へ本人の課題と危険性を伝え、支援者との外出の必要性の話をしてくれるか、支援者側の支援方針がつばさと同様に利用者の課題を理解し、考慮した支援方針であるか。このように利用者の特性や課題となる行動によって、確認事項は様々である。

② 相談支援事業所を核とした支援体制の構築

つばさの役割として、本人が地域生活を送る上で、どうしたら再び課題となる行動につながらないよう支援したらよいかアセスメントをとり、利用者の具体的な支援を考え、地域生活移行先の支援者へ伝えていく必要がある。

つばさは、利用者の地域生活移行後も長期間にわたって利用者を支援することは困難なため、サービスの利用調整、計画を立てる相談支援事業所に対して GH と日中活動先へ客観的な評価や助言ができるような支援体制を構築していく必要がある。

また、利用者に再び課題となる行動へ繋がるリスクのある行動が出たり、直接支援する GH や日中活動先では本人を直接支援しづらい場合もある。その場合、相談支援事業所は、第三者の立場として、本人へ課題となる行動を起こす兆候があることをはっきりと伝える役割を担わなければならない。

③ 喫煙と飲酒に関するアセスメントの実施

つばさでの生活では支援の特性上、喫煙や飲酒を控えるよう働きかけているが、地域での生活では利用者の課題となる行動につながらない限り、利用者の喫煙や飲酒の希望に沿える場合もある。

つばさでは移動支援を利用した際に喫煙したり、また、GH 体験時に飲酒、喫煙のアセスメントをとり、使用頻度や体調に変化がないか、課題につながらないかを再確認し、自己管理が難しく使用頻度が多い傾向があれば、使用回数や量を定める等のルールを設定する。

なお、飲酒や喫煙のアセスメントは、飲酒や喫煙が GH の体験利用目的にならないよう、一定期間体験を実施した上で、移行先が受け入れを概ね受諾した時に実施している。

④ 課題となる行動が起きた場合の振り返る場の確保

安定した生活を継続するために週 1 程度のキーパーソンとの振り返りを行うことが望ましい。課題となる行動が起きた場合の振り返りはさらに重要である。つばさにいる時は、地域生活移行を実現するという大きな目標があり、その目標に向かって、課題となる行動を起こさないよう努力するが、地域生活移行後、目標を失い、課題につながる行為や課題となる行動を起こす場合がある。

その場合、本人に一時的に GH での生活を離れ、短期入所を利用したり、入院により落着きを取り戻させたり、再度、安心・安全な地域生活を望むのかを考えてもらい、その間に、支援体制を改めて見直し、本人の地域生活が継続できるように調整する。支援者間で課題となる行動について状況を確認し、課題となる行動が起こらないよう、支援体制や支援環境の見直し、ルールの変更等も検討する。

(3) 地域生活移行後の必要な支援

地域生活移行後は、つばさは利用者が地域で安心・安全な生活ができるために概ね半年間定着支援を行っている。この期間に改めて移行先に対して、実際に地域生活で起きたことに対する具体的な支援方法を引継ぐなど、統一した支援を図っている。

① 定期的な支援会議の開催

地域生活移行後 1 月以内に支援者会議を開催し、移行先での様子を確認する。安定した生活を送っていれば、必要に応じて会議を開催する。

最初のうちは、順調に過ごし移行先からの報告も問題ないこともあるが、支援者間で共有した支援が行われていなかったり、利用者の課題となる行動の兆候に気づくことができたり、数ヶ月後に重大な課題となる行動につながる場合もある。そのため、会議で具体的な聞き取りや実際に訪問して支援の確認をする必要がある。

② 不定期の訪問支援

課題となる行動につながる行動をとった場合は、なるべく早く移行先を訪問し、振り返りを行い、地域生活が継続できるよう支援する必要がある。それとともに移行先で同じことがないように支援を見直す必要がある。早期に訪問することで、課題となる行動で移行先が支援困難になる等、地域生活の破綻を事前に防げることも多い。

また、訪問しても改善が見られない場合は、前述のとおり、一時的に短期入所を利用したり、精神科病院に入院するなどし、支援を立て直すことになる。

③ 特別調整の対象者に対する支援

本人が希望し、刑務所出所後の住居がなく福祉サービス等を受ける必要のある等の要件を満たす受刑者については、「特別調整」の対象者とされ、地域生活定着支援センターが支援を行なうことになる。特別調整の帰住先がつばさとなった場合は、つばさ退所後の地域生活移行は市町村と地域生活定着支援センターが連携して行なう。

また、つばさ退所後に罪を犯して受刑者となり、出所後に特別調整の対象となる事例もある。その場合は、地域生活定着支援センターが主体となって支援を行なうが、市町村とも連携しながら、つばさでの支援内容やアセスメント情報を提供していく。

(4) 退所者の退所後の再犯傾向

つばさ退所者 93 名のうち、つばさ利用以前に刑務所にて受刑経験のある者は 16 名であり、つばさ退所後に逮捕された者は 2 名である。よって再犯率は 12.5%となる。

田島（2008）の報告によると、知的障がい者の再犯期間は、3 ヶ月以内が 32.3%、1 年未満が 60%となっており、再犯に至る可能性が高く、その期間も短いことと比べると再犯率は非常に低いと言える。

6. 司法・福祉両機関の連携について

(1) 司法・福祉両機関会議

つばさは平成 26 年度より、矯正施設からのスムーズな受け入れや情報共有、司法機関、福祉機関双方の関係を深めていくことを目的に、司法・福祉の連携会議を年 3 回開催し 5 年目を迎えた。参加機関は司法機関として大阪刑務所、大阪医療刑務所、大阪保護観察所、大阪保護観察所堺支部、大阪少年鑑別所の 5 機関、福祉機関からは大阪府地域生活定着支援センターとつばさの計 7 機関でスタートした。2 年目から大阪府障がい者自立相談支援センターが参加、3 年目より 2 つの相談支援事業所も加わり、計 10 機関での会議となっている。当初はそれぞれの機関の業務や役割について理解を深めていくことができる場、つばさに特別調整で入所したケースの近況、退所後の生活の様子等を伝え、特別調整後の状況を共有できる場になるように心がけてきた。その結果、つばさの支援の対象者像の共有や率直な意見交換、ケースを通じての議論等行える関係になることができたと考えている。

次に特別調整の状況を見ていく（表 1）。特別調整の受け入れは平成 23 年度から現在まで 13 名を受け入れ、連携会議の始まった平成 26 年度以降は 9 名を受け入れた。特別調整で入所した 13 名のうち 3 名が現在つばさ入所中であり、10 名がつばさを退所した。特別調整の退所者 10 名のうち 1 名が再犯している。今後も可能な限り特別調整ケースの受け入れを行い、地域で安心・安全な生活を送っていただけるように支援していく方針だ。

表 1 特別調整ケースの受け入れ状況（H30 年 10 月 1 日現在）

年度（平成）	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
特別調整数	0	0	1	2	1	2	3	1	1	2	13

(2) 少年鑑別所との連携

次に少年鑑別所との連携についてである。少年鑑別所が少年鑑別所法 131 条に基づき行っている法務少年支援センターの地域援助業務に依頼をかけ、平成 27 年度より一部のつばさ利用者の支援の協力を仰いでいる。少年鑑別所の心理技官がつばさに来所し、面接や心理検査、知能検査を実施し、その結果をもとに、本人の特性に応じた支援の方法や、つばさの特別支援プログラム等の理解や課題となる行動の理解や認識について助言を受けている。つばさで行われている 3 ヶ月に 1 回のモニタリング会議にも参加を依頼し、地域の支

援者（相談支援事業所・市町村担当者等）にも丁寧に伝えて頂いている。この助言を参考につばさの支援の受け止め度合いや、地域生活移行の際必要となる環境調整の目安としている。平成 27 年度からはつばさ入所者 12 名について助言を受け、5 名が地域生活に移行している。その際にもつばさの移行後のフォローアップに同行してもらい、新たな支援者（GH 職員や日中活動先の支援者等）にも必要な支援やその支援のポイントをつばさとともに伝える役割を担っている。

少年鑑別所とは、つばさの特別支援プログラムでも連携している。ACT、SST の全体プログラムに少年鑑別所の技官の参加を受け入れている。知的障がいのある方への感情のコントロール、コミュニケーションスキルの向上を目指したプログラムに参加し、地域の支援に役立てていただければ幸いである。つばさとしてもプログラム終了後に行う意見交換は非常に参考になっている。

(3) つばさ利用者の司法機関関与状況

図 11・図 12 (P7) は、つばさの現在と 5 年前のつばさ入所者の司法関与状況を表したグラフである。実刑・執行猶予刑・罰金刑、いわゆる前科のある者の割合は 5 年前に比べ 2 倍以上となっている。特別調整の入所以外で罪を犯した利用者の割合が増えているのがわかる。矯正施設と地域をつなぐ中間施設としてのつばさが認知されてきた表れかもしれない。つばさは中間施設として罪を犯し矯正施設を経験した者が再度矯正施設に収監されるのを防ぐ役割、執行猶予刑から再度罪を犯し実刑になるのを防ぐ役割を担っているとも言える。矯正施設から出所後、何の支援もなく地域生活へ移行すると再犯に至りやすい。つばさに入所して自らの課題に向き合い、つばさでの支援を踏まえた安心・安全な生活がコーディネートされることによって再犯を防いでいる。

大阪府において平成 30 年度から平成 32 年度で行なわれる地域再犯防止推進モデル事業³に基づく調査やヒアリング等に他府県にはないつばさの実践を伝えていければ、またこの事業の状況を見守りながら、つばさの果たせる役割を司法機関と連携しながら果たしていきたい。

7. つばさの価値観・支援の変遷について

つばさは砂川センター再編整備計画の中で、旧わかば寮と旧あたご寮の利用者を迎え入れスタートした。初年度は地域移行を目標とした 2 年の支援に、職員も戸惑った。課題となる行動に直面する度に、社会関係障がいのある者への支援について話し合い、現在の支援が作り上げられてきた。

³平成 28 年 12 月再犯防止法の施行を踏まえ、効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、国庫（10/10）を活用したモデル事業。刑事司法関係機関から提供された資料や関係者よりのヒアリングにより再犯防止に向けた支援策を策定し、国と協同し有効性を確認する。

(1) 男女の支援について

つばさ開所当初は、男性と女性が同じ空間で過ごすことも多かった。しかし、たった数十秒の見守り支援の空白で、性課題を有する利用者が加害行為に至ることがあった。そのため、物理的に空間を隔てざるを得なかった。

現在では、地域移行後の生活を見据え、安全を確保しながら、男女が同一空間で作業に取り組んだり、余暇を楽しんだりできる機会を増やしつつある。

(2) 集団の安定があってこそ個々の支援が成り立つ

つばさに入所される利用者には様々な課題があり、その利用者で作り上げる集団はとても繊細である。集団と個との相互の関係は利用者に悪影響を及ぼすことがある。よって、利用者間の力関係は時に力の強い者の顔色を窺う集団を作り上げる。喧嘩が絶えない不安定な集団は利用者に不適切な行動の選択をさせていく。ゆえに個々が良い相互影響を及ぼす集団へ導き、その安定を図ることは重要である。そのためには、職員は以下の点を重要視して支援する必要がある。

- ①職員が利用者個々の自己肯定・安心・自信の獲得を「応援している」というメッセージを常に、丁寧に、わかりやすく伝える工夫をし、利用者の信頼を得る
- ②集団の力動⁴（グループダイナミクス）に影響する不平不満の種を優先的に解決する

②の見極めには注意しなければならない。集団を不安定にさせる要素は、予兆として小さな歪み（ルールを破る等）で表れ、その積み重ねで起こる。それを見逃していると後手に回った対応となり、問題の根本からはずれた個の問題として対応してしまう。そしていったん集団が不安定になると、対応しても問題の核心を解決できないモグラたたき状態となり、收拾がつかなくなる。「木を見て森を見ず」に陥らぬよう、今の集団の力動の根幹は何かという視点を常に持ち続けることで集団の安定が図られる。

入所受付時に本人情報として得られる問題行動の原因は、所属する集団に問題行動を助長する要因があったことも少なくない。所属集団の中で、問題行動の根本にある「自分は必要とされない」、「自信がない」、「寂しい」等の自己肯定感・自尊心感情の低さをより強化してしまっている場合も多いのである。

つばさの入所生活は帰省も少なく、密度の濃い集団生活をすることになるので、苦手な人ともどのように付き合うのかおのずと向き合うこととなる。問題行動の遠因として対人関係のとり方が苦手なことがある場合も多い。集団の中で自らの対人関係のとり方や考え方に気づき、自分と他者の良い面も悪い面も受け入れられるようになってくる。また、自ら職員への相談やアドバイスの受け入れ、他者との話し合い等の力が培われる。集団ゆえ

⁴ グループダイナミクスとは、人は集団になったとき、個人がばらばらに行動するのではなく、集団ゆえに生まれる力動に従って行動する、つまり、個人は集団から影響を受け、逆に集団に影響を与え、意識・意欲に変化が生まれるというものである。

に生まれるそうした力動（グループダイナミクス）による切磋琢磨を通し、自己を見つめる中で自己肯定感や安心、自信の獲得の機会を得ることができるのである。つばさ開所当初においては個々で集うことがなかったが、現在は集団としてまとまりが出来つつ、誰かを見本にして課題に取り組んでいこうという良い雰囲気が出てきたのもここ近年の変化である。

（3）特別支援プログラム

つばさの支援の中心の一つに特別支援プログラムがある。特別支援プログラムとは、利用者の問題行動の軽減や社会スキル獲得のためのプログラムである。4つのプログラム（窃盗回避、性学習、ACT、SST）で構成されており、いずれも認知行動療法⁵を用いたプログラムである。それぞれのプログラムについては、次章で詳しく触れる。

当初、プログラムは問題行動の軽減する手段として捉え、そのシステムの構築に力を注いでいた。しかし、プログラムを通して課題となる行動を軽減すると同時に、支援者との信頼関係を築くことの重要性に気づかされた。課題となる行動をしないためにはどうすればよいかを支援者とともに考えることができるようになり、さらに、自らの課題となる行動の受け止めにより、課題となる行動を起こしてしまう状況を回避するために何が必要か、どんな生活環境がよいか考えられるようになる。それは課題となる行動の低減の大きな力となった。

具体的に、生活環境調整の面では、例えば一人暮らしではなく、支援者の見守りのあるGHを居住場所として選択することや外出時に単独の移動ではなく移動支援の利用や通所時の送迎支援をすることなどである。そのように、本人による、問題行動の回避が難しい場合でも、支援や福祉サービスを利用して、生活環境を課題となる行動が出にくい環境に調整することにより、課題となる行動のリスクを軽減することができる。そのためには、利用者自身がその支援等を受け入れることができなければ成立しない。しかし、多くの利用者のつばさ入所前の生活環境では、福祉による支援を受けておらず、利用者のイメージする生活は支援や見守りとは無縁の生活である。そのため、支援者のサポートに抵抗感があったり、拒否的になる利用者が多い。プログラムを通して、利用者自身に問題行動の受け止めを促すことは課題となる行動のリスクを回避するためには必要である。地域で長く安心・安全に生活するためには適切な支援を受けることは重要なことである。いかに信頼関係を築けるかが、支援の鍵となる。

（4）地域移行について

地域生活移行もつばさの重要な支援のひとつである。地域生活移行においては、移行先である地域の社会資源の不足と地域生活移行後の支援の継続が大きな課題であった。地域生活への適応（定着）と支援の継続については、退所後のフォローアップが重要である。つばさでは、開所時から退所後の6ヶ月間をフォローアップの期間としてきた。つばさ開所初期のフォローアップは利用者に対しての定期的な訪問や問題行動が起こった場合や地

⁵ 認知行動療法：1970年代にアメリカのアロン・T・ベックがうつ病患者に向けて認知療法と行動療法をベースに作り上げた精神療法。物の考え方や受け止め方（認知）に働きかけ行動の変容を目指す。

域支援者からの要請があった場合に対応していた。しかし、問題行動が表出してから対応であるため、地域での生活が不安な状態に陥る事例もあった。また、利用者、支援者双方に対して、個別の対応になり、支援ネットワークを構築し、機能させることにつながりにくいという課題も見られた。

そこで、フォローアップをより効果的な取り組みとするために、つばさの役割や目的の再検討を行った。そして、その期間におけるつばさの役割については、利用者の地域生活への定着はもちろんであるが、関係機関の支援ネットワークの構築を行なうこととそのネットワークの調整を図り、機能していけるようにすることを掲げた。そして、この期間をネットワークの運営を相談支援機関に引き継ぐ助走期間（バトンゾーン）として取り組んでいくことをポイントにした。

このバトンゾーンでは、つばさの支援の引継ぎや地域の支援者の支援力や対応力の向上を図る位置づけもある。そのために問題行動の有無に関わらず、定期的に支援者会議を行なうようにした。困難ケースであれば毎月実施し、落ち着いて地域生活に移行しているケースについては、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の3回実施するなど、ケースの状況によって柔軟に支援会議を設定した。このように支援者会議を定期開催することにより、支援者間の意見交換や情報共有が密に行われ、ネットワークの構築や支援を有効に機能することに繋がるのである。また、些細な問題や検討事項であったとしても、速やかに話し合いを行い、対応方針を決めることができ、課題となる行動の芽を早い段階で摘むことができる。さらに、支援ネットワークで対応することで、1つの民間事業所が問題を抱え込むことが減り、民間事業所のみが矢面に立たないので利用者との良好な関係の維持につながった。そしてフォローアップ期間があることは、課題となる行動のある利用者支援に少なからず不安を感じている地域の支援者にとって、受け入れの際の不安軽減の重要な要素になった。

一方で、つばさの関わり方によっては、つばさと地域の支援者との関係が依存的になってしまう可能性もある。そうすると、地域の支援者の支援力の向上につながらない。また、つばさとしても、頻繁に人を派遣すると入所中の利用者支援が十分に行えない（人員が確保できない）ということに陥りかねない。そのために、地域の支援者との関係のあり方については、ケースによって適切な判断とバランスが重要となってくる。

ただ、再犯リスクの高い利用者の地域移行は、丁寧な地域定着支援を行っていく必要があることは忘れてはならない。

このように退所後のフォローアップの取り組みを丁寧に行なう中で、別の効果も見えてきた。それは、たとえ支援困難な課題がある者でも、丁寧にフォローアップを行なうことで支援者間に信頼が生まれ、2人目3人目と社会関係障がいを受け入れる事業所が出てきたことである。さらには、つばさとの関わりの中で、社会関係障がいへの関心を持ち、社会関係障がいの支援を中心としたGHの立ち上げ、困難なケースを積極的に受け入れて頂いているケースもある。これまで地域で生活するための社会資源が不足しており、支援していく社会資源の掘り起こしと、支援ネットワークの構築は課題のひとつであった。しかし、手厚い退所後のフォローアップの取り組みを通して、確実に地域の中に、社会関係障がいを支援していこうという支援者が増えつつある。このように、退所後のフォローアップを一人の利用者支援において丁寧に行なうことが、広い社会資源の掘り起こしや地域支援者の育成に通じるということが言える。

(5) まとめ

ここまでも触れてきたように、利用者の抱える課題となる行動が全くなくなることはない。しかし利用者が自分自身の課題（窃盗や性等）を受け止め、そして課題に対しての学びや気づきを通して、地域で安心・安全に生活をしていくことは可能である。つばさの支援においては、安心・安全のために時として利用者の希望や思いと相反する取り組みを検討しなければならない場面と遭遇する。

例えば、性暴力が課題の利用者の地域生活での希望は一人暮らしや一人での自由な外出であったりする。しかし、特別支援プログラムやつばさでの生活を通して、支援者による環境調整された生活環境でなければ、課題となる行動に及ぶ可能性が高いと見立てができれば、一人暮らしや一人での外出は難しいという判断となる。そうすると、一人暮らしではなく GH が生活の場の候補となる。さらに 24 時間支援者の見守り体制が整っていることが移行先の条件となることもある。また、外出についても常に移動支援を利用し、ガイドヘルパーと一緒に外出することも地域で生活するために必要な条件となる。

入所時は、施設の生活や自らの課題となる行動への受け止めが浅かったり、自分の現在の在り方に納得していない利用者が多い。そのため、2 年かけて受け止めができるように支援していく。性暴力をしても軽くうけとめる者、暴力をしても暴力をさせたほうが悪いと開き直る者、落ちていたと窃盗と認めないものとさまざまである。それらをしないためにどうすればよいか、何が必要で、何が原因の 1 つとなっているのかを利用者自身が気付くことが再犯防止・問題となる行動の再発防止へつながる。

ここで挙げたのは一例であるが、いずれも利用者自身が自分の課題の受け止めができていないと、地域生活に必要な支援を受け入れることができず、地域生活移行しても早々に破たんしてしまう。破たんすれば、生活の場を失うなど利用者自身の大きな不利益となる。このような観点を、地域の支援者と共通理解をしておかないと、支援にぶれが生じ、結果として地域生活の破たんとなる。

社会関係障がいの利用者にとって、地域移行先でのニーズは何であるのかを推定しながら支援することは、非常に重要なことである。時として社会関係障がいの支援において、制約の面がクローズアップされるが、決してそれだけではない。一人での外出は課題となる行動に及んでしまう可能性が高まるということは、言い換えれば、支援者の見守りがあれば安心・安全に外出を楽しむことができるということでもある。また、長期的な支援においても、課題となる行動の再発を回避するという視点に立っても、利用者の QOL（生活の質）を向上させる視点を忘れてはならない。また、制約があっても外出を含む余暇の充実、課題となる行動の軽減にも役に立つ。

そして忘れてはならないのは、地域生活移行はゴールではなく、あくまでもスタートであるということである。支援の方向性は地域生活を安心・安全に送り、生活を送る中で、支援をバージョンアップさせ、利用者の思いに寄り添い、希望を実現していくために必要な支援を提供し、利用者一人ひとりの QOL の向上を図っていくことを目標にしていかなければならない。

つばさは開所して 10 年を迎えた。この間、地域の支援者の理解と協力を得ながら、多くの利用者が地域へ生活の場を移していった。日中活動場所を作り、就職させ、安心・安全

の担保できる場を提供したつもりである。つばさを退所した利用者の再犯率は、一般の再犯率から比べると非常に低い。そのことはこの 10 年間試行錯誤を重ねながら、取り組んできた成果の 1 つであろう。そういう意味では、社会関係障がいの利用者に対しての支援のあり方については、この 10 年でひとつの形をつくることはできなかったのではないだろうか。しかし、課題はまだ山積しているのが現状である。罪を犯した障がい者への風当たりは強く、偏見も多い。支援への理解をしてくださる地域移行先の資源は少ない。

これからも地域の支援者の協力を得ながら、さらなる支援の向上とネットワークの構築を図りたい。そして社会関係障がいの利用者が安心して、安全に地域で生活をしながら、自己実現していけるよう取り組んでいきたい。

執筆者

白井 雄次、香西 豊、木村 隆之、櫻井 満夫、灰谷 龍雄、植田 章裕、
陸門 梨衣、田井 和美、小林 洋介

参考文献

・田島良昭 2008 罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究：平成 19 年度総括・分担研究報告書：厚生労働科学研究費補助金障害保険福祉総合研究事業